平成３０年度女性タクシードライバー確保支援補助金

【募集案内】

１　目的

　・この補助金は、県内タクシー事業者が、女性ドライバーの確保を図るために新たに行うモデル的な事業に対して支援することで、地域におけるタクシー事業の人材確保・生産性向上と高齢者等移動困難者の外出支援や観光おもてなし向上等の課題解決に寄与することを目的としています。

　・女性ドライバー採用・活用のモデル的な取り組みを作り出し、県内タクシー業界全体に模範となる取組を広げていくことが目的ですので、**取り組み成果については、公開で発表をしていただく予定**としております。

２　補助対象となる事業

　　県内タクシー事業者の女性ドライバー確保のため、県内タクシー事業者が女性ドライバー採用を新たに行うモデル的事業（**採用・活用のための準備段階の事業だけは補助対象外となり、実際に女性タクシードライバーの採用・活用に取り組む事業に限ります。**）であって次のような事業が対象となります。

（１）女性タクシードライバーの採用・活用に関する採用・活用戦略策定

（２）女性タクシードライバーの採用・活用のための施設整備

（３）女性タクシードライバーの採用・活用のための広告宣伝・情報発信

（４）女性タクシードライバー向け給与体系等の設定に係る実証実験に要する費用

（５）女性タクシードライバーの採用・活用のための資格取得・研修受講

３　応募方法

　　補助金を希望される方は、交付申請書に事業計画書（添付書類含む）及び収支予算書（以下、「応募書類」という。）を添えて地域振興部交通政策課（鳥取県庁本庁舎６階）に提出してください（郵送可）。応募書類の様式は、鳥取県ホームページ（ホーム→県の組織と仕事→地域振興部→交通政策課→（左側一覧の）タクシー→女性タクシードライバー確保支援補助金へと進んで下さい）からもダウンロードできます。

（１）受付期間

平成３０年５月３１日（木）午後５時まで（必着）

（２）応募書類

　〇女性タクシードライバー確保事業提案書（本募集要項P6）

○女性タクシードライバー確保支援補助金事業計画書及び収支予算書（ワード・エクセ　ル様式）

○鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書等）

○企業概要の分かる資料（パンフレット、ホームページの写し等。該当する資料がない場合は不要。）

○補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

（３）必要部数 １部

４ 　事業計画書の記入方法

別紙の記入例を参照してください。

５　補助率、補助金上限額及び補助事業期間

　　・補助率：１／２　（補助上限５０万円）

　　・補助対象期間：交付決定の日から平成３１年１月３１日まで

６　補助対象経費

　女性ドライバー確保のために新たに行う事業に必要な経費として以下に掲げるもの

（１）採用・活用戦略策定費

　・女性タクシードライバーの採用・活用に関するアドバイスを受けるための外部専門家の受け入れに要する経費

　・女性タクシードライバー採用・活用における先進地視察費

　・その他タクシードライバー採用・活用戦略策定に必要と認められる経費

（２）施設整備費

　・女性専用のトイレ、更衣室又は待機所の整備費

　・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる施設整備費

（３）広告宣伝・情報発信費

　・女性タクシードライバー採用に係る求人広告費

　・女性求職者向けPR動画作成費、ホームページ作成・改修費、パンフレット等作成費

　・女性専用制服デザイン・作成費

　・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる広告宣伝・情報発信費

（４）実証実験費

　・女性タクシードライバー向け給与体系の試行的運用期間の賃金（１名分のみ。最長1か月）

　・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる給与体系等の実証経費

（５）資格取得・研修受講費

　・普通自動車第２種運転免許の取得費用

　・介護職員初任者研修受講費用

　・おもてなし向上研修受講費用

　・その他、女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる資格取得・研修受講

（６）その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる費用

７ 審査について

応募書類を提出していただいた後、事業の内容の妥当性等を県で審査し、補助事業

として採択するか決定します。

（１）審査方法

外部有識者等で構成する審査会で審査を行い、予算の範囲内で採否を決定します。審査に当たっては、すべての応募者に事業計画の説明を行っていただきます。

（２）審査のポイント

　　　審査の観点は以下①～⑦のとおりです。

1. 取り組み姿勢（目的の明確性）

・一過性の取り組みではなく、企業の経営戦略として女性ドライバー採用を重要な要素として位置づけているかどうか。（自社の経営課題が明確になっており、その課題解決のために女性ドライバー採用・活用を行うことが明確となっているか。）

・県「輝く女性活躍パワーアップ企業」、「男女共同参画推進企業」、国交省「女性ドライバー応援企業」認定等を受けているなど、女性の活用に積極的な企業か。

1. 採用の実現可能性

・今回実施する取り組みにより女性ドライバー採用が期待できるか。
・女性ドライバーを受け入れる社内体制が整っているか。（女性が働きやすい職場環境、勤務条件、女性の要望を取り入れる社内での仕組み等）

1. 事業継続性

・今回実施する女性の活用が、ビジネスとして成立するもので、事業性があり、今後も継続的に実施できるものであるか。
・生産性の向上に繋がる取り組みになっているか。

1. UDタクシーの活用※

・女性ドライバー採用とUDタクシーの活用により、高齢者、障がい者等移動困難者の外出支援やおもてなし向上等の課題解決に寄与するモデル的な取り組みとなっているか。

※県では、年齢性別障がいの有無に関わらず、誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けて、日本財団様、ハイヤータクシー協会様と共同して導入したUDタクシーの活用を推進しておりますので、UDタクシーを有効に活用するモデル事例については優先的に採択させていただく予定です。

1. 実施体制・スケジュール

・計画を実行できる体制が社内で組まれているか。

・スケジュールは具体的かつ適切に組まれているか。

1. 業界のイメージアップへの貢献度

・今回実施する取り組みの情報発信により、業界全体のイメージアップにつながるものであるか。

1. 将来性

・今回実施する取り組みをきっかけとして、将来的にさらに女性を採用・活用し、かつ、生産性の向上と及び地域への貢献につながる展望・青写真が描けているか。

（３）注意事項

ア　審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。

イ　必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ　事業計画中の事業の目的に照らして補助対象と認められない経費等を減額して採択を行う場合があります。

オ 審査会での意見を踏まえ、事業内容の一部変更等を条件に採択することがあります。

（４）事業計画書の提出から交付決定までのスケジュール

応募書類提出→現地調査→審査会→事業採択・交付決定

※審査会は募集期間が終了してから２週間程度後を目処に開催する予定です。

※スケジュール

応募書類受付期間 ：平成３０年５月３１日（木）午後５時（必着）まで

審査会 ：６月中旬予定

採択決定・交付決定 ：６月下旬

事業実施：７月以降～

８　成果報告会

　　１「目的」にも記載していますが、本補助金は女性ドライバー採用・活用のモデル的な取り組みを作り出し、県内タクシー業界全体に模範となる取組を広げていくことが目的ですので、**事業終了後に開催予定の成果報告会**において取り組み成果の発表をしていただく予定としております。（平成３１年２～３月に開催予定です）

つきましては、報告ができるように**事業実施の経過について写真等の記録を撮っておいていただきますよう**お願いします。

９ 補助金の支払い時期

補助事業が完了し、補助対象経費の支出額を確認した後にお支払いします。

（注１）補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、出勤簿（直接人件費を計上する場合）、出張の復命書（旅費を計上する場合）、業務委託契約書（委託費を計上する場合）を県職員が調査します。証拠書類が確認できない場合は補助対象経費への計上が認められません。

10 その他応募に当たっての注意事項

（１）応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

（２）採択した事業については、事業実施主体名、事業内容等を鳥取県ホームページ等で公表させていただきます。

（３）補助事業完了後に、県から女性の採用状況等の事業の状況等の調査をさせていただくことがあります。

11　問い合わせ先

　　　鳥取県地域振興部交通政策課（鳥取県庁本庁舎６階）　担当：宮邊

　　　電　話：０８５７－２６－７６４１

　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５７－２６－８１０７

　　　Email：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

平成　年　月　日

様式は鳥取県ホームページ・ホーム→県の組織と仕事→地域振興部→交通政策課→（左側一覧の）タクシー→女性タクシードライバー確保支援補助金からダウンロードしてください。

鳥取県知事　平井伸治　様

住所

　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

女性タクシードライバー確保事業提案書

　女性タクシードライバー確保支援補助金の交付を受けたいので、別添のとおり提案します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 算定基準額 | 　 |
| 補 助 金 申 請 額 | 　 |
| 添付書類 | 　1　事業計画書　2　収支予算書 |

記入例

様式第１号（第６条、第７条、第１０条関係）

**女性タクシードライバー確保支援補助金事業計画書**

実施主体の概要

|  |
| --- |
| * 企業名　〇〇タクシー株式会社
* 代表者職・氏名　代表取締役 鳥取太郎
* 会社設立年月日　昭和○年○月○日
* 本社住所

〒６８０－８５７０ 鳥取市東町一丁目２２０* 電話番号・ファクシミリ番号・ホームページアドレス

（電話）0857-26-7564 （FAX）0857-26-8117 URL http//www.××××* メールアドレス（担当者）××@××.co.jp
* 担当者職・氏名　総務課長 鳥取花子
* 資本金（千円）１０，０００千円
* 従業員数（人）２０人　うち女性ドライバーの数　１人
* 女性活用等に関連する認定等の取得状況

国土交通省「女性ドライバー応援企業」認定取得（平成〇〇年〇月）* 既に女性採用・活用に取り組んでいればその状況

　　 女性専用トイレ、更衣室を整備（平成〇〇年〇月） |

**１　事業の目的**

　会社の経営方針として、女性タクシードライバー採用・活用に取り組む目的や理由・背景等を記載してください。

|  |
| --- |
| ・・・・・・というタクシー業界を取り巻く状況の変化から、・・・・・・・が懸念される又はビジネスチャンスであると考えらえるため、・・・・・・・が必要と考え、女性ドライバーの採用・活用に取り組むことに至ったもの。 |

**２　事業の目標**

　　今回取り組む事業の目標・到達点を記載してください。

（例：女性を活用した新移動支援サービスの開発、女性ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰの採用人数等）

|  |
| --- |
| ・女性ドライバーを１名以上採用する・女性を活用した新移動サービスを１つ以上事業化する |

**３　事業の内容**

今回取り組む事業内容について「採用」と「活用」に分けて記載してください。なお、補助申請する経費と直接関係ない取り組みも記載してください。

1. **女性タクシードライバー採用のための取り組み**

|  |
| --- |
| ・女性ドライバー向けに「昼間勤務・土日休み・完全固定給」の働きやすい勤務条件を設定する。・女性向けに制服を制作するとともに、女性が働きやすい職場であることのＰＲ動画を作成してホームページにアップし、女性のタクシー業界に対するイメージアップを図る。 |

1. **女性タクシードライバー活用のための取り組み**

|  |
| --- |
| ・移動困難者向けの旅客運送＋生活サポート（買い物介助、病院付き添い、お買い物代行、病院受付代行、行楽地同行、介護施設送迎、お墓参り同行等）を開始し、女性ドライバーが活躍できる環境を整備するとともに、旅客運送に加えて新たなサービス料金を設定し、生産性向上を図る。 |

1. **UDタクシーを活用した取り組み**

女性タクシードライバー採用とUDタクシーの活用を連携して実施する場合は、そ

の内容を記載してください。

|  |
| --- |
| ・移動困難者を主なターゲットとした旅客運送＋生活サポートの新サービスについて、移動困難者でも乗り降りし易いＵＤタクシー活用して行うこととする。・また、当該新サービスのＰＲとして、ＵＤタクシーの乗りやすさ、快適性等を訴求したホームページを作成する。 |

**４　実施体制・スケジュール**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 実施項目 | 時期 | 実施する者 |
| １ | 事業の進め方を経営コンサルと相談 | 〇年〇月 | 〇〇部 |
| ２ | 女性採用ＰＲのためのホームページの作成 | 〇年〇月 | 〇〇部 |
|  | ・・・・・・・・・・ |  |  |

※新たに組織・部署等を立ち上げる場合、その内容を記載してください。

※３で書いた実施内容をどんなスケジュールで実施するのか記載してください。

※「実施する者」の欄は社内の担当部署または担当者を記載してください。

**５　将来展望**

　　今回の女性ドライバー採用の取組をきっかけとして、会社として将来的にどのように女性ドライバーを採用・活用していき、どのような姿を目指すのかを記載してください。

|  |
| --- |
| ・今回の取り組みをきっかけとして、将来的には・・・・・・を行うような会社を目指し、地域にとって欠くことのできない地域交通の担い手へと成長し、地域とともに発展していく。 |

**６　補助金申請額（円単位で記入）**

　　　９５０，０００　円×１／２≒　　４７５，０００　円（千円未満切捨）

▲補助対象経費の合計額　　　　　　　　　▲上限額：50万円

**７　補助事業の期間**

　　交付決定日から（平成３１年１月３１日まで）

※１：最長期間　本補助金の交付を受けた翌年」の１月３１日まで

※２：補助事業の期間は余裕をもって設定すること（期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる）。

**８　他の補助金の活用の有無**

□有　　　□無

　※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

　※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

ＰＲについて、○○市の「○○○○補助金」を活用予定（平成○年○月○日付けで交付

決定済み）。連絡先：○○市役所産業振興課 ０８５７－〇〇－〇〇〇

**９　添付書類**

　次に掲げる書類を各１部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

□補助事業の収支予算書（様式第２号－１）

□申請者の登記簿謄本（写しで可。個人事業主の場合は不要。）

□鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書等）

□企業概要の分かる資料（パンフレット、ホームページの写し等。該当する資料がない場合は不要。）

□補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

※補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に必要な書類

　□県外発注理由書（様式第２号－２）

